

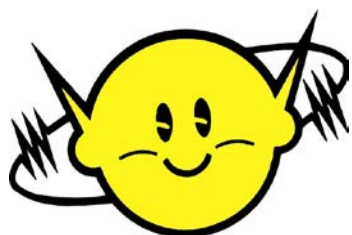
# 「エース工事賠償責任補償制度」

のご案内

業務上、他人の身体や財物へ損害を与えた場合の法律上の損害賠償責任を補償します！！



新たに  
「ワイドプラン（オプション）」  
を設けました！



「ワイドプラン（オプション）」は以下3つの補償を追加するオプションです！

- ① 生産物自体・仕事の目的物自体の補償
- ② 人格権侵害の補償
- ③ 物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害の補償  
（「ワイドプラン」の詳細はP. 4をご覧ください。）

当組合では1979年以来賠償責任保険を制度化し、組合員の皆さまにご利用いただいております。ぜひこの「エース工事賠償責任補償制度」の内容をご検討いただき、ご継続・新規ご加入いただきますようお願い申し上げます。（「エース組立補償制度」も併せてご検討ください。）

保険の正式名称

賠償責任保険

（施設所有管理者特約条項/請負業者特約条項/生産物特約条項/受託者特約条項/京都府電気工事工業協同組合追加条項、他各種特約セット）

保険期間

2018年12月 1日午後4時から  
2019年12月 1日午後4時までの1年間

募集締切日

2018年11月 12日（月）

ご加入方法

- 同封の「加入依頼書」「保険料算出の基礎数値に関する申告書」にご記入のうえ、郵送で事務局までお送りください。事務局に到着次第保険料をご案内します。
- 保険料算出の基礎となる年間売上高（消費税込み）は正しくご申告ください。正しいご申告をいただきませんと保険金をお支払いできない場合があります。
- 保険料払込方法は一時払となります
- 年間売上高（消費税込み）は直近の決算書などで確認させていただきます。

書類提出先

京都府電気工事工業協同組合（事務局 TEL：075-692-1234）

保険契約者

京都府電気工事工業協同組合

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

※「エース工事賠償責任補償制度」は、賠償責任保険を京都府電気工事工業協同組合が損保ジャパン日本興亜と契約する団体保険制度です。

# 1. エース工事賠償責任補償制度の特長

◆組合員の皆さまの「工事等」※に起因して負担する万が一の賠償責任を補償します。（日本国内のみ補償）

※「工事等」とは・・・①電気工事（屋内外問わず）、②電気通信工事、③管工事、④消防設備工事、⑤その他の工事、⑥①から⑤に伴う建設業法上の専門工事・保守業務（有料無料にかかわらず、需要家との契約がされているものにかぎります。）

◆保険料は全額損金処理できます。

## 2. 基本補償部分の補償内容

### <請負業者特約条項>

①請負工事（作業）の遂行のために所有、使用または管理する施設。

②請負工事（作業）の遂行

が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

作業対象物補償（自動セット）

### 【請負工事中（作業中）の事故】



工事用資材の飛散・落下により通行人にケガをさせた。



作業中に誤って壁に穴をあけてしまった。

### <生産物特約条項>

①貴社が製造、販売または供給した製品・商品など

②貴社の引き渡した作業

が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。（①・②を「生産物等」とします。）

### 【作業完了（引渡し）後の事故】



エアコン取付工事後に施工不良により水漏れが発生し、クロス、床、カーペットなどに損害をあたえた。

（作業のやり直し費用に関する損害は「ワイドプランオプション」をセットした場合は補償の対象となります。）→P. 4



配電工事の欠陥により、漏電が発生し、家財や機械を損壊させた。

### <施設所有管理者特約条項>

①貴社が所有、使用または管理する施設

②貴社の業務の遂行

が原因で、他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

作業対象物補償（自動セット）

漏水損害補償（自動セット）

### 【施設の所有、使用、管理に起因する事故】



自社ビルの管理状況が悪く、看板等が落下し通行人をケガさせた。



資材を運んでいる時に、通行人に衝突しケガをさせた。

#### 【作業対象物補償】（自動セット）

作業対象物※の損壊について、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※作業対象物には受託財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物）を含みません。

（受託財物に関する補償は「受託者プランオプション」をセットした場合に補償の対象となります。）→P. 3

#### 【漏水損害補償】（自動セット）

給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏れいまたは沁らんする液体、気体、蒸気等による第三者の財物の損壊に起因して、貴社が被る損害を補償します。

### 3. 基本補償部分の保険料

保険期間1年間、一時払、日本国内のみ補償

【加入プラン】	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン	Fプラン
保険金額	(保険期間中) 対人1億円 対物1億円	(保険期間中) 対人1.5億円 対物1.5億円	(保険期間中) 対人3億円 対物3億円	(保険期間中) 対人5億円 対物5億円	(保険期間中) 対人10億円 対物10億円	(保険期間中) 対人3,000万円 対物300万円
年間売上高 (消費税込み)	(自己負担額は1回目の事故が <b>3万円</b> 、2回目以降は <b>10万円</b> となります。) (誤結(欠)線・誤接続の事故につきましては下記※1をご覧ください。)					
2,000万円以下	30,000円	34,000円	36,000円	38,000円	40,000円	21,000円
2,000万円超 4,000万円以下	36,000円	41,000円	42,000円	45,000円	50,000円	Fプランは 年間売上高 (消費税込み) 1,000万円 以下の組合員 さまのみが 対象です。
4,000万円超 6,000万円以下	42,000円	48,000円	51,000円	54,000円	58,000円	
6,000万円超 1億円以下	58,000円	65,000円	69,000円	72,000円	80,000円	
1億円超 2億円以下	116,000円	130,000円	137,000円	144,000円	158,000円	
2億円超 3億円以下	156,000円	176,000円	186,000円	198,000円	215,000円	
3億円超 5億円以下	204,000円	231,000円	242,000円	255,000円	275,000円	
5億円超 7億円以下	234,000円	264,000円	278,000円	293,000円	317,000円	
7億円超 10億円以下	297,000円	340,000円	344,000円	371,000円	405,000円	
10億円超 15億円以下	365,000円	419,000円	438,000円	457,000円	500,000円	
15億円超 20億円以下	434,000円	497,000円	521,000円	544,000円	594,000円	

※1 「誤結(欠)線事故」「誤接続事故」の場合は(損害額-自己負担額)の90%をお支払いします。  
Aプラン~Fプラン共通。「受託者特約条項」には適用されません。

#### 【保険金額とは?】

保険期間を通じてお支払いする保険金の限度額です。「Aプラン」~「Eプラン」は、対人賠償・対物賠償共通の保険金額となります。保険期間中の限度額も同額です。(「Aプラン」にご加入の場合の保険金額は、「施設管理者特約条項1億円」「請負業者特約条項1億円」「生産物特約条項1億円」となります。)  
「誤結(欠)線事故」「誤接続事故」の場合は(損害額-自己負担額)の90%をお支払いします。

#### 【Fプランとは?】

年間の売上高(消費税込み)が1,000万円以下の組合員様で、「Aプラン」から「Eプラン」以外を希望される方を対象にしたプランです。

# 4. オプションの補償内容および保険料

## オプション①：受託者プラン（オプション）

### <受託者特約条項>

次の①から④までの他人の物（「受託物」といいます。以下同じです。）をこわしたり、盗まれたことにより、その財物の所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①貴社が借用している財物
- ②作業（修理や清掃など）に使用される材料、部品、装置、設備など
- ③貴社が販売、保管または運送を目的として受託した財物
- ④貴社が行う作業の対象物のうち、貴社の施設内にある財物

### 【受託物に関わる事故】



お客さまから修理を依頼されていた電気機器一式が自社事務所から盗まれた。



家電量販店から取り付けを依頼されたエアコンをトラック搬送中、落として破損させた。

### <販売・保管・運送受託物>



販売を委託されて保管していたテレビを、火災で焼失させた。



「受託者プラン」は「基本補償」のオプションです！「受託者プラン」のみのご加入はできません！

### 【修理・加工上の損壊補償】（自動セット）

第三者からお預かりした受託物を、修理や加工が原因で損害をあたえた場合に貴社が被る損害を補償します。

### 【紛失危険補償】（自動セット）

第三者からお預かりした受託物を紛失した場合に貴社が被る損害を補償します。

### 【来訪者携行品補償】（自動セット）

貴社が所有、使用または管理する施設内において、来訪者が携行している財物の紛失、盗取、詐欺に起因する損害を補償します。  
※貴重品（貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章）は含みません。

### 【漏水損害補償】（自動セット）

給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏えいまたは汨らんする液体、気体、蒸気等による第三者の財物の損壊に起因して、被保険者が被る損害を補償します。

### 「受託者プラン」のオプション保険料

（受託物の想定最高保管額を保険金額としてください。）

自己負担額は1事故5万円となります。

保険金額 （保険期間中限度額）	受託者プラン保険料 （一時払）	保険金額 （保険期間中限度額）	受託者プラン保険料 （一時払）
100万円	12,000円	1,100万円	132,000円
200万円	24,000円	1,200万円	144,000円
300万円	36,000円	1,300万円	156,000円
400万円	48,000円	1,400万円	168,000円
500万円	60,000円	1,500万円	180,000円
600万円	72,000円	1,600万円	192,000円
700万円	84,000円	1,700万円	204,000円
800万円	96,000円	1,800万円	216,000円
900万円	108,000円	1,900万円	228,000円
1,000万円	120,000円	2,000万円	240,000円



## オプション② : ワイドプラン (オプション)


**「ワイドプラン」は以下3つの追加条項を総称したオプション名です！**  
**「ワイドプラン」は「基本補償」のオプションです！「ワイドプラン」のみでのご加入はできません！**

生産物固有の追加条項

### ①<生産物・仕事の結果事故における生産物自体・仕事の目的物自体担保追加条項>

生産物特約条項で保険金のお支払対象となる事故が発生した場合に、その原因となった生産物・仕事の目的物自体に対する損害を補償します。

### 【生産物自体・仕事の目的物自体 (Itself) の補償】



支払限度額	保険期間中1,000万円
自己負担額	基本補償の自己負担額と同額


エアコン取付工事完了後、施工不良により水濡れが発生し、クロス・床に損害あたえた。再度エアコンの取付工事を行った。

請負・生産物・施設共通の追加条項

### ②<人格権侵害担保追加条項>

保険期間中に、貴社の業務上の行為に起因する人格権侵害または宣伝障害(不当な身体拘束による第三者の自由の侵害や名誉毀損、プライバシーの侵害、著作権侵害等)について、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

### 【人格権侵害の補償】



支払限度額	被害者1名につき100万円 1事故・保険期間中1,000万円
-------	-----------------------------------


工事現場に入ってきた通行人を、公衆の面前で拘束し泥棒呼ばわりした。

請負・生産物・施設共通の追加条項

### ③<物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害担保追加条項>

基本補償で対象となる急激かつ偶然な事故が生じ、第三者の財物の物理的損傷を伴わない使用不能損害が発生したことによって、貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

### 【物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害の補償】



支払限度額	1事故・保険期間中 500万円または1,000万円
支払限度額	基本補償の自己負担額 (財物賠償)と同額

点検作業の不具合が原因で、その店舗が営業できなかった。

## 「ワイドプラン」のオプション保険料 上段は上記③の支払限度額500万円の保険料、 下段( )書きは上記③の支払限度額1,000万円の保険料。

【加入プラン】	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン	Fプラン
主契約 保険金額 年間売上高 (消費税込)	(保険期間中) 対人1億円 対物1億円	(保険期間中) 対人1.5億円 対物1.5億円	(保険期間中) 対人3億円 対物3億円	(保険期間中) 対人5億円 対物5億円	(保険期間中) 対人10億円 対物10億円	(保険期間中) 対人3,000万円 対物300万円
2,000万円以下	7,000円 (11,000円)	8,000円 (13,000円)	10,000円 (16,000円)	10,000円 (16,000円)	10,000円 (16,000円)	5,000円 (8,000円)
2,000万円超 4,000万円以下	9,000円 (14,000円)	10,000円 (16,000円)	12,000円 (19,000円)	12,000円 (19,000円)	14,000円 (22,000円)	Fプランは 年間売上高 (消費税込み) 1,000万円 以下の組合員 さまのみが 対象です。
4,000万円超 6,000万円以下	10,000円 (16,000円)	12,000円 (19,000円)	14,000円 (22,000円)	15,000円 (24,000円)	16,000円 (26,000円)	
6,000万円超 1億円以下	15,000円 (23,000円)	16,000円 (24,000円)	19,000円 (29,000円)	20,000円 (31,000円)	22,000円 (34,000円)	
1億円超 2億円以下	29,000円 (46,000円)	32,000円 (51,000円)	38,000円 (60,000円)	39,000円 (62,000円)	43,000円 (68,000円)	
2億円超 3億円以下	39,000円 (62,000円)	44,000円 (70,000円)	51,000円 (81,000円)	55,000円 (87,000円)	59,000円 (94,000円)	
3億円超 5億円以下	49,000円 (79,000円)	56,000円 (90,000円)	62,000円 (100,000円)	66,000円 (106,000円)	71,000円 (114,000円)	
5億円超 7億円以下	58,000円 (96,000円)	66,000円 (110,000円)	74,000円 (123,000円)	77,000円 (128,000円)	84,000円 (139,000円)	
7億円超 10億円以下	72,000円 (122,000円)	82,000円 (139,000円)	92,000円 (155,000円)	95,000円 (161,000円)	104,000円 (176,000円)	
10億円超 15億円以下	89,000円 (154,000円)	101,000円 (175,000円)	113,000円 (195,000円)	117,000円 (202,000円)	129,000円 (223,000円)	
15億円超 20億円以下	106,000円 (187,000円)	120,000円 (211,000円)	135,000円 (238,000円)	139,000円 (245,000円)	153,000円 (269,000円)	

## 5. お支払いする保険金

保険金の種類	内容	自己負担額 適用有無																		
①損害賠償金	<p>被害者に支払うべき法律上の損害賠償金を支払います。                      &lt;身体賠償事故の場合&gt;治療費、医療費、慰謝料など                      &lt;財物賠償事故の場合&gt;修理費、再調達に要する費用など                      ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。                      貴社(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。                      また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。ただし、次の被害の内容については、下記の取扱いとなります。</p> <table border="1"> <tr> <td>受託者特約条項</td> <td>                     &lt;財物損壊事故&gt;                      修理費、修理不能による損害、再調達に要する費用など                      ※修理費、使用不能による損害、再調達に対する賠償金の合計額について、損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。                 </td> </tr> </table>	受託者特約条項	<財物損壊事故> 修理費、修理不能による損害、再調達に要する費用など ※修理費、使用不能による損害、再調達に対する賠償金の合計額について、損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	あり																
受託者特約条項	<財物損壊事故> 修理費、修理不能による損害、再調達に要する費用など ※修理費、使用不能による損害、再調達に対する賠償金の合計額について、損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。																			
②権利保全行使費用	貴社(被保険者)が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。	なし																		
③損害防止費用	貴社(被保険者)が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。	なし																		
④争訟費用	貴社(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。	なし																		
⑤協力費用	貴社(被保険者)が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて貴社(被保険者)の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、貴社(被保険者)が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。	なし																		
⑥緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。	なし																		
⑦事故対応特別費用	<p>保険の対象となる事故が発生し、貴社(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払限度額</td> <td>保険期間中 1,000万円</td> </tr> </table>	支払限度額	保険期間中 1,000万円	なし																
支払限度額	保険期間中 1,000万円																			
⑧被害者対応費用	<p>対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞金の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">支払限度額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被害者1名 (法人の場合は1法人)</td> <td rowspan="2">対人見舞費用</td> <td>死亡の場合</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>死亡以外の場合</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対物見舞費用</td> <td>—</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保険期間中</td> <td colspan="2">1,000万円</td> </tr> </table> <p>※受託者特約条項はお支払いの対象となりません。</p>	支払限度額				被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円	死亡以外の場合	2万円		対物見舞費用	—	2万円	保険期間中		1,000万円		なし
支払限度額																				
被害者1名 (法人の場合は1法人)	対人見舞費用	死亡の場合	10万円																	
		死亡以外の場合	2万円																	
	対物見舞費用	—	2万円																	
保険期間中		1,000万円																		

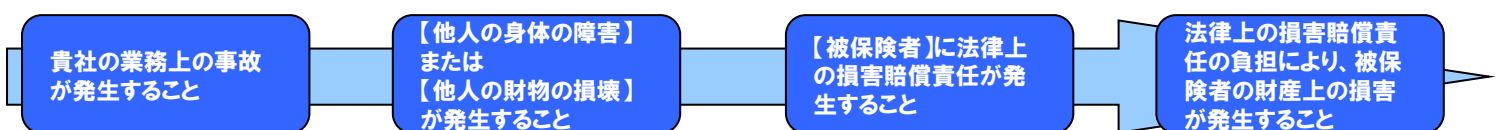
※ ②から⑥までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。(支払限度額はありません。) ただし、④の費用は、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、「保険金額÷損害賠償金」の割合でお支払いします。

※ ①は、支払限度額の内枠でお支払いします。

**!** 「法律上の賠償責任」においては、損害に対して金銭賠償かつ時価\*を限度として、賠償額を定めることとなっていますので、財物の損害の場合、保険金のお支払いも時価が限度となります。  
 \*被害を受けたものと同様の仕様・機能を有する物の現在の価額から、被害を受けた物が事故発生までに経過していた年数を控除して価値のことをいいます。

**!** この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

賠償責任保険では、次の要件をすべて満たす場合に保険金をお支払いします。



【他人の身体の障害】とは？	【他人の財物の損壊】とは？	【被保険者】とは？
人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。	有体物の滅失・損傷または汚損です。受託物については紛失・盗取・および詐欺を含みます。これらに起因するその有体物が使用できないことによる損害(使用不能損害)を含みます。	この補償制度の補償をうけることができる方のことです。詳細は8ページの「8. 被保険者の範囲」をご覧ください。

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合（詳細は取扱い代理店にご確認ください。）

補償区分		内容
身体 の 障害 ・ 財物 の 損壊 に 関 する 事 項	共通	<p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b></p> <p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合で、その約定によって加重された賠償責任 など</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b></p> <p>①原子核反応または原子核の崩壊</p> <p>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</p> <p>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</p> <p>④専門職業危険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任</li> <li>・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師</li> </ul> <p>その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 など</p>

補償区分		内容
身体 の 障害 ・ 財物 の 損壊 に 関 する 事 項	請負業者特約条項	<p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b></p> <p>記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任</p> <p>(注)『管理財物』といい、以下のア、イに限定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 記名被保険者が所有する財物</li> <li>イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。）</li> </ul> <p>など</p> <p><b>【請負業者特約条項の免責事由】</b></p> <p>①被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊</li> <li>イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊</li> <li>ウ. 地下水の増減</li> </ul> <p>②施設の屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>③航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車（をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任</p> <p>④仕事の終了後(注1)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任(注2)</p> <p>(注1)仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。</p> <p>(注2)被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</p> <p>⑤被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任</p> <p>⑥じんあひまたは騒音に起因する賠償責任</p> <p>⑦支給財物の損壊に起因する賠償責任</p> <p>⑧次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 記名被保険者の役員または使用人</li> <li>イ. 記名被保険者の下請負人</li> <li>ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人</li> </ul> <p>など</p>

## 6. 保険金をお支払いできない主な場合(続) (詳細は取扱い代理店にご確認ください。)

補償区分		内容
身体の障害・財物の損壊に関する事項	生産物特約条項	<p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b>                      記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任                      (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。                      ア. 記名被保険者が所有する財物                      イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)                      ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物                      など</p> <p><b>【生産物特約条項の免責事由】</b>                      ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。)                      ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。                      ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任                      など</p>

補償区分		内容
身体の障害・財物の損壊に関する事項	施設管理者特約条項	<p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b>                      記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任                      (注)『管理財物』といい、以下のア、イに限定されています。                      ア. 記名被保険者が所有する財物                      イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)                      など</p> <p><b>【施設所有管理者特約条項の免責事由】</b>                      ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任                      ② 航空機、昇降機もしくは自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任                      ③ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任                      ④ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。                      ⑤ 支給財物の損壊に起因する賠償責任                      ⑥ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任                      ア. 記名被保険者の役員または使用人                      イ. 記名被保険者の下請負人                      ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人                      など</p>

補償区分		内容
身体の障害・財物の損壊に関する事項	受託者特約条項(オプション)	<p><b>【受託者特約条項の免責事由】</b>                      ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取または詐取に起因する賠償責任                      ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。                      ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任                      ④ 受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任                      ⑤ 屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任                      ⑥ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任                      ⑦ 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任                      など</p>

※ 「記名被保険者」とは、ご加入いただいた京都府電気工事工業協同組合の組合員の方です。



## 7. 加入資格



「加入対象者」および「記名被保険者」は京都府電気工事工業協同組合の組合員様にかぎりませ

## 8. 被保険者の範囲

この補償制度の被保険者(ご加入いただいた保険の補償を受けられる方)は、補償区分により次のとおりになります。

補償区分	①貴社 (記名被保険者)	②貴社の役員・ 従業員	③貴社の下請負人	③貴社の下請負人 の役員・従業員
・請負業者特約条項 ・生産物特約条項 ・施設所有管理者特約条項	○	○	○	○
・受託者特約条項(オプション)	○	○	—	—

### 【「下請負人」とは?】

- ◆ 貴社が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を、貴社から請け負った業者をいいます。(複数段階の請負は含みますが、単なる取引先や業務委託先は含まれません。)
- ※②、③、④は、貴社の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

### 【「交差責任担保追加条項 FULL-WAY (自動セット)」】

- ◆ 発注者を追加被保険者として被保険者に含め、請負業者グループと発注者との間で発生した事故について、被保険者相互間の賠償責任を補償します。また、元請業者と下請業者との間や下請業者同士との間の財物損壊(身体障害事故である労災事故については補償対象外)を補償します。
- ◆ その追加条項が適用される特約条項:施設所有管理者、請負業者、生産物

## 9. 加入申込方法

- ◆ 同封の「加入依頼書」「保険料算出の基礎数値に関する申告書」にご記入のうえ、事務局までお送りください。事務局に到着したい払込みいただく保険料および保険料の払込方法につきましてご案内します。  
(事務局締切:2018年11月12日(月))
- ◆ この契約は通知不要・確定精算不要方式です。

ご加入時には、告知事項について、事実を正確にお申し出ください。保険料の算出の基礎となる年間売上高(消費税込み)は、直近の決算書などでご確認ください。告知事項について、その内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

## ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができるをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は1,000円となります。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### ■個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入にあたってのご注意

### ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者  
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項(生産物特約条項)

### ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- (注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要ご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
  - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
  - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - <3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など

## 万一事故にあわれたら（つづき）

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。  
①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会  
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合  
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### ●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

**0120-727-110**

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

### ●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式サイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式サイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## 問い合わせ先

### 【組合事務局】

#### 京都府電気工事工業協同組合

〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町3

TEL 075-692-1234 : FAX 075-692-1233 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

### 【取扱代理店】

#### 有限会社ライフエース 担当：倉田・岩松

〒601-8034 京都市南区東九条南河辺町3

TEL 075-692-1230 : FAX 075-692-1233 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

### 【引受保険会社】

#### 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 関西企業営業部京都企業営業課

〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671

TEL 075-252-8030 : FAX 075-223-2317 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)